



# 所得拡大促進税制 報告書 作成の手引き

---

中小企業庁 事業環境部 企画課

令和03年09月01日 第七版

## 1

### このプラットフォームでできる事について

<a href="#">1. 中小企業向け所得拡大促進税制における経営力向上計画申請プラットフォームの位置づけ</a>	…P.4
---	------

## 2

### サイトの操作方法（共通操作）

<a href="#">1.新規ユーザー登録</a>	…P.8
<a href="#">2.パスワードの設定</a>	…P.9
<a href="#">3.パスワードリセットの方法</a>	…P.10
<a href="#">4.ログイン</a>	…P.11
<a href="#">5.会社情報の登録</a>	…P.12
<a href="#">6.問い合わせの作成・送信</a>	…P.15
<a href="#">7.ヘルプテキストの確認方法</a>	…P.18

## 3

### サイトの操作方法（所得拡大促進税制）

<a href="#">1.事前準備</a>	…P.20
<a href="#">2.報告書作成</a>	…P.21
<a href="#">3.報告書一覧確認</a>	…P.27

## 4

### お問い合わせ窓口

<a href="#">1.本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先</a>	
<a href="#">2.所得拡大促進税制の適用要件等についてのお問い合わせ先</a>	…P.30

1. 中小企業向け所得拡大促進税制における当プラットフォームの位置づけ
  1. 中小企業向け所得拡大促進税制について
  2. 適用までの流れと、当プラットフォームの位置づけ
  3. 経営力向上報告の手続き全体の流れ
  4. 「経営力向上報告書の作成」の流れ

## 1. 中小企業向け所得拡大促進税制における当プラットフォームの位置づけ

### 1. 中小企業向け所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご確認ください。

中小企業庁のホームページ（中小企業向け所得拡大促進税制）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

## 2. 適用までの流れと、当プラットフォームの位置づけ

上乗せ措置の適用要件の充足

雇用者の給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加」を満たし、かつ、①教育訓練費増加要件か、②経営力向上要件のいずれかを満たしていることを確認

税務申告時にエビデンスを添付して申告

上乗せ措置の適用要件が充足したことを示すエビデンスを準備して、税務申告時に添付して申告

＜上記で②経営力向上要件を選択した企業の場合＞

「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」の「制度の詳細（上乗せ措置を利用する場合）上乗せ要件②経営力向上要件」に関する「手続き全体の流れ」に示すとおり、経営力向上が行われたことに関する報告書（経営力向上報告書）を作成し、提出する必要があります。**当プラットフォームでは、この報告書をWEBフォームで作成することができます。なお、当プラットフォームで登録・入力しても、税務申告時にエビデンスを添付して申告したことにはなりません。必ず、出力した報告書をエビデンスとして税務申告を行ってください。**

「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai03guidebook.pdf>

## 3. 経営力向上報告の手続き全体の流れ

## Point!



当プラットフォームで、経営力向上報告書を作成し、所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けるには、予め、**適用年度終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けている必要があります。**

経営力向上計画  
の認定・確認

**経営力向上計画の認定  
を受けていない事業者**

経営力向上計画の認定を受ける。

**経営力向上計画の認定  
を受けている事業者**

認定を受けた計画が、上乗せ措置を受けられる指標かどうかを確認する。



経営力が向上し、指標が改善していることを確認する。

適用年度終了後**当プラットフォームで「経営力向上が行われたことに関する報告書(経営力向上報告書)」を作成する。**  
※次ページで詳細に説明



所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けるためには、経営力向上報告書を印刷し、  
①経営力向上計画の認定書の写し（コピー）  
②認定を受けた経営力向上計画の申請書の写し（コピー）とあわせて税務申告書に添付し、税務署にご提出ください。  
（変更の認定を受けている場合は、①②ともに当初のもの及び全ての変更に係るもの（②については認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書他に、変更認定申請書別紙（変更）及び別紙（変更前）を含む）を、それぞれ添付してください）

経営力向上  
報告書の作成

税務申告書  
の提出



**当プラットフォームでは、「中小企業向け所得拡大促進税制上乗せ要件」の一つである「教育訓練費増加要件」で必要な書類作成は行えませんのでご注意ください。**

※詳しくは、「中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」をご確認ください。

## 4. 「経営力向上報告書の作成」の流れ

パソコンを  
使いますパソコンを  
使いません

## 1. 事前準備



1

経営力向上計  
画書の準備認定された経営力向上計画書をお手元に  
準備します。(報告書作成で使用します)

2

新規ユーザー  
登録当プラットフォームを使用するユーザーIDを作  
成します。(メールアドレスが必要です)

3

パスワードの  
設定ユーザーIDを保護するパスワードを設定しま  
す。

## 2. 報告書作成

1

会社情報の  
登録会社住所、代表者名、従業員数、決算月  
などの会社情報を登録します。

2

基本情報の登  
録経営力向上計画に記載した「事業分類」  
と「事業分野別指針名」を登録します。

3

実績状況報告  
(計画)の登録経営力向上計画に記載した「対象期  
間」「指標の種類」を登録します。

4

実績状況報告  
(実績)の登録経営力が向上した実績と、実施事項の自己  
評価、実施状況を登録します。

5

報告書の印刷

登録した報告内容を確認の上、PDFに出力  
し、報告書を印刷します。

税務申告書の提出へ

1. 新規ユーザー登録
2. パスワードの設定
3. パスワードリセットの方法
4. ログイン
5. 会社情報の登録
6. 問い合わせの作成・送信
7. ヘルプテキストの確認方法

## 1. 新規ユーザー登録

gBizIDに新規ユーザーを登録します。



① **gBizIDを作成** ボタンを押下してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/> に遷移します。



② リンク先のマニュアルを参照してgBizIDを作成してください。



## 2. パスワードの設定

gBizIDの登録画面を表示します。



**1. gBizIDエントリーを作成する 書類審査：不要**

G BizID で利用できるgBizIDエントリーのアカウントを作成する手順です。  
G BizID のTOPページ（URL：https://gbiz-id.go.jp）にアクセスします。

- ①「gBizIDエントリーID作成」ボタンを押下します。
- ②「メールアドレス」を入力してください。ご入力頂いたメールアドレスが、アカウントIDとなります。  
③「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。  
※アカウントID（メールアドレス）について support@gbiz-id.go.jp からのメールを受信できるようにしておいてください。
- ④「OK」ボタンを押下すると、入力したメールアドレスに、メールが送信されます。
- ⑤「件名：[G BizID]アカウント情報登録手続きURLのお知らせ」  
**メール文**  
① URL  
①メールに記載されているURLをクリックすると、次の画面が表示されます。  
※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。
- ⑥①各項目を入力してください。  
②規約を確認いただき、チェックボックスにチェックをします。  
③設定するパスワードを入力します。  
④「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。  
※法人番号が不明な時は「国税庁法人番号公表サイト」（法人番号入力欄下のリンク先）で検索できます。

次は「2. gBizIDエントリーのログイン方法」をご覧ください。

gBizIDのマニュアル一部抜粋  
gBizIDエントリーの場合は5番の  
手順を参照します。  
(2020年3月時点)

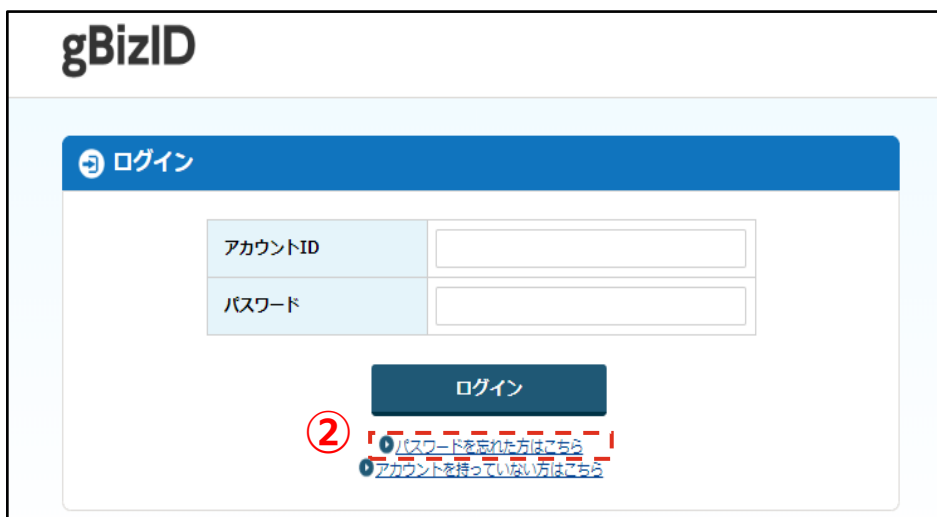
①リンク先のマニュアルを参照して、パスワードを設定してください。 9

## 3. パスワードのリセット方法

gBizIDの登録画面を表示します。



- ① [ログイン](#) ボタンを押下してください。



- ② 「パスワードを忘れた方はこちら」を押下して再発行を依頼してください。  
(詳細はgBizIDのマニュアルをご参照ください。)

## 2 このサイトの操作方法（共通操作）

### 4. ログイン

経営力向上計画申請プラットフォームへのログイン方法です。

経営力向上計画申請プラットフォーム

操作説明書 FAQ お問い合わせ

#### 経営力向上計画申請プラットフォームとは

中小企業者等による、経営力向上計画の申請や報告の手続きをサポートします。  
以下の提出書類の作成にご利用下さい。

- 「経営力向上計画に係る認定申請書」（経営力向上計画の認定（新規・変更）を受けられる方）
- 「経営力向上が行われたことに関する報告書」（所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けられる方）
- 「収益強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告書」（収益強化設備（B類型）に係る確認書の交付を受けた方）

認定経営革新等支援機関をお探しの方は以下の検索システムをご利用ください。

- 認定経営革新等支援機関 検索システム

登録済みの方 **①** gBizIDでログイン

初めての方はこちら gBizIDを作成

① **gBizIDでログイン** ボタンを押下してください。

↓ **gBizIDのログインページが表示されます。**

## gBizID

### ログイン

**②** アカウントID

パスワード

**③** ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[アカウントを持っていない方はこちら](#)

↑ ページ先頭へ

② 登録したアカウントID/パスワードを入力してください。

③ ②の入力後、**ログイン** ボタンを押下してください。

## 4. ログイン

ログイン成功後、利用規約に同意していない場合に利用規約確認画面に遷移します。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

操作説明書 FAQ お問い合わせ

トップページ > 利用規約確認

### 利用規約確認

ユーザー情報

申請者区分	法人
法人番号	1000012090004
法人名称	中小企業庁
ご担当者姓	XXXXXX (姓)
ご担当者名	XXXXXX (名)
ご担当者メールアドレス	[REDACTED]

利用規約

- 利用目的  
ユーザーがこのサイトに登録した情報を、経営力向上計画申請プラットフォームの運営に関連する事項にのみ使用します。それ以外の目的で利用することはありません。
- 個人情報提供  
次の場合を除き、ユーザーの承諾なしに経営力向上計画申請プラットフォームに登録された個人情報を第三者に提供することはありません。
  - 本人の同意がある場合
  - 個人情報の保護が十分に回られていることを確認した上で、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託先会社及びその関係会社に対して、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取扱いを委託する場合
  - 個人を識別できない状態に加工した場合
  - 法令等により情報の提供を求められた場合
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の承諾を得ることが困難な場合
  - 国の機関、公共団体、その委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に協力する必要がある場合、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- 注意事項  
サイト上必須と記載されている事項について、ご記入いただけない場合には、経営力向上計画申請プラットフォームをご利用できない可能性があります。
- その他  
ユーザーが登録した情報を、このサイト上で修正できない場合、「お問い合わせ作成」画面よりご連絡ください。速やかに対応いたします。

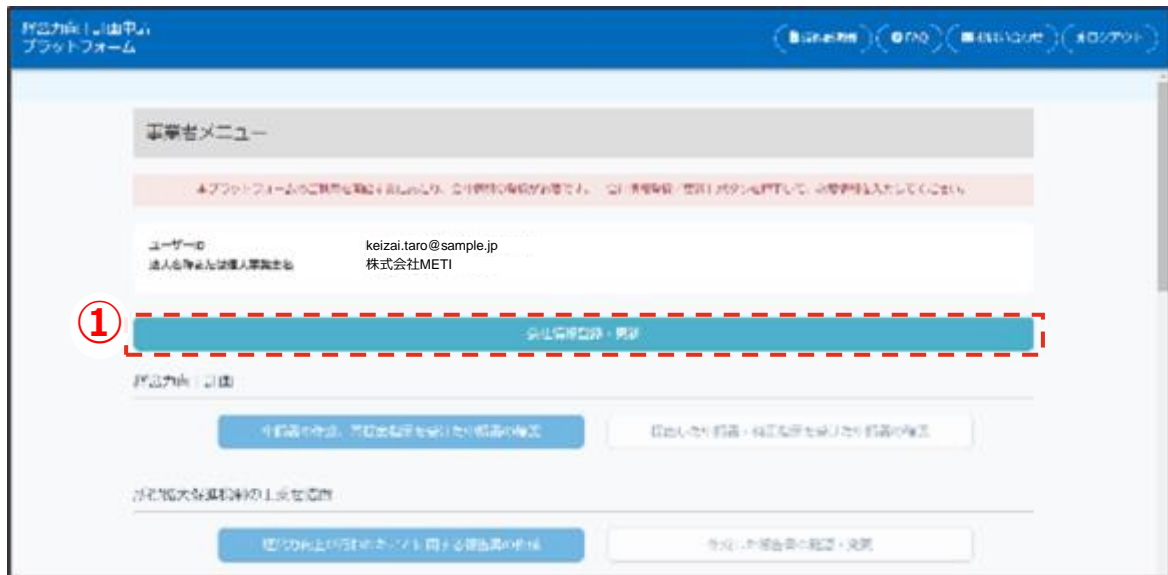
利用規約に同意する

TOPにもどる 完了

- ④ 「利用規約に同意する」に「✓（チェック）」を入れてください  
⑤ ④の入力後、**完了** ボタンを押下してください。

## 5. 会社情報の登録（1/3）

会社情報を登録するには、「事業者メニュー」画面を表示します。



① **会社情報登録・更新** ボタンを押下してください。



会社情報登録/更新画面が表示されます。

**会社情報を登録するまでは**

申請書の作成、再提出指示を受けた申請書の確認

**ボタン、**

提出した申請書・補正指示を受けた申請書の確認

**ボタン**

経営力向上が行われたことに関する報告書の作成

**ボタン、**

作成した報告書の確認・変更

**ボタン**

報告書の作成、作成した報告書・補正指示を受けた報告書の確認

**ボタン**

**はクリックできません。**

## 5. 会社情報の登録（2/3）

会社情報登録/更新画面が表示されます。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

操作説明書 FAQ お問い合わせ ログアウト

事業者メニュー > 会社情報登録/更新

会社情報登録/更新

法人情報の登録

ユーザーID keizai.taro@sample.jp

全ての項目は必須入力です。

申請者区分  法人  個人事業主

法人番号 1234567890123 **法人情報取得**

法人名称または個人事業主名 **株式会社METI**

フリガナ **カブシキガイシャメティー**

住所(郵便番号) 1000000

住所(都道府県) 東京都

住所(市区町村) 千代田区

住所(その他) 〇〇1-1-1

代表者名 代表者 氏名

代表者役職 代表取締役

設立年月日(西暦) 1980 年 01 月 01 日

資本金 10000 万円

常時使用する従業員の数 200 人

会社法、税法に基づき作成する  
本決算の決算月

※税務申告書に記載した本決算の決算月のみを選択してください。年1回の決算の場合は、1つの月のみを選択してください。

選択可能 1月 2月 4月 5月

選択済み 3月

キャンセル **次へ**

- ① 法人の場合は **法人情報取得** ボタンを押下してください。  
(法人インフォメーションに登録された情報を取得します)
- ② 会社情報を入力・選択してください。全て必須項目になります。
- ③ ②の入力後、 **次へ** ボタンを押下してください。

## 5. 会社情報の登録（3 / 3）

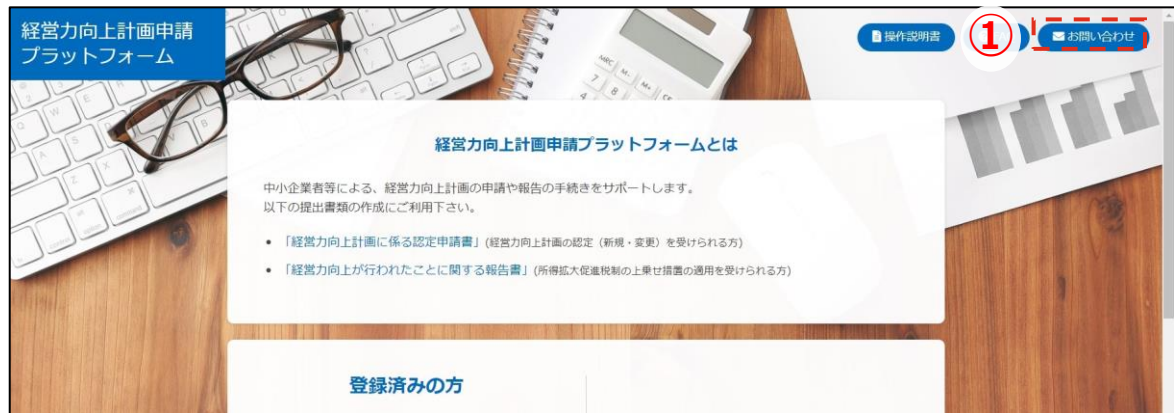
会社情報登録/更新内容の確認画面が表示されます。


申請者区分	法人
法人番号	1234567890123
法人名称または個人事業主名	株式会社METI
フリガナ	カブシキガイシャメディー
住所(郵便番号)	1000000
住所(都道府県)	東京都
住所(市区町村)	千代田区
住所(その他)	〇〇1-1-1
代表者名	代表者 氏名
代表者役職	代表取締役
設立年月日(西暦)	1980年1月1日
資本金	10000万円
常時使用する従業員の数	200人
会社法、税法に基づき作成する 本決算の決算月	3月

- ① 登録した内容を確認の上で修正する必要がなければ **登録** ボタンを押下してください。  
修正する場合は **戻る** ボタンを押下してください。

## 6. 問い合わせの作成、送信（1/3）

「お問い合わせ作成」画面が表示されます。



①  お問い合わせ ボタンを押下してください



「お問い合わせ作成」画面が表示されます。



## 6. 問い合わせの作成、送信（2 / 3）

## お問い合わせ内容を入力します。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

お問い合わせ作成

本システムに関するお問い合わせはこちらのフォームをご利用ください。

全ての項目は必須入力です。  
お電話でのお問い合わせをご希望の方は、操作方法お問い合わせ窓口「03-6735-9182」までご連絡ください。

お名前 ① 経済 太郎  
メールアドレス keizai.taro@sample.jp  
法人名称または個人事業主名 株式会社METI

お問い合わせ種別 ② 000-操作方法について  
お問い合わせ内容 (400文字以内) 操作方法を教えてください。

個人情報のお取り扱いについて  
入力いただいた内容は、事業者の識別とご回答に関する目的にのみ使用し、経済産業省のプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。  
本フォームをご利用をいただくには、上記利用目的に同意をいただく必要があります。

③  個人情報のお取り扱いについて同意します  
④ 次へ

- ① ご担当者の情報を入力してください。なお、ログイン後は、ユーザー情報が初期表示されています。
- ② お問い合わせの内容について入力してください。
- ③ 「個人情報の取り扱いについて」を確認の上、同意の場合は、「個人情報の取り扱いについて同意します」に「✓（チェック）」を入れてください
- ④ ①～③の入力後に、 **次へ** ボタンを押下してください。

## 6. 問い合わせの作成、送信（3 / 3）

「お問い合わせ内容確認」画面が表示されます。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

お問い合わせ内容確認

以下の内容で送信します。ご確認ください。

お名前 経済 太郎  
メールアドレス keizai.taro@sample.jp  
法人名称または個人事業主名 株式会社METI  
お問い合わせ種別 000-操作方法について  
お問い合わせ内容 操作方法を教えてください。

もどる 送信

- ① お問い合わせ種別・内容を確認の上、**送信** ボタンを押下してください。  
お問い合わせがサポートデスクへ送信されます。返信は「お問い合わせ作成」画面で登録いただいたメールアドレスに届きます。



「お問い合わせ送信完了」画面が表示されます。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

お問い合わせ送信完了

お問い合わせありがとうございました。

閉じる

- ② **閉じる** ボタンを押下してください。

**操作に関するお問い合わせを、お電話でご希望される場合は  
操作方法お問い合わせ窓口「0570-550-363」までご連絡ください。**

## 7. ヘルプテキストの確認方法

「ヘルプテキスト（）」がある画面が表示されます。

① ヘルプテキストにマウスのカーソルを合わせます。



ヘルプテキストの内容が表示されます。

② ヘルプテキスト内にリンクがある場合は、**青字**で表示されています。  
リンクをクリックすると、PDFファイルや別のページで、より詳細な説明を確認できます。

1. 事前準備
2. 報告書作成
  1. 事業者メニュー
  2. 基本情報登録
  3. 実績状況報告登録
  4. 確認画面
  5. 完了画面
3. 報告書一覧確認
  1. 報告書再印刷
  2. 報告書修正

## 1. 事前準備

## Point!



当プラットフォームで、経営力向上報告書を作成するには、認定を受けた経営力向上計画書に記載された情報が必要になります。必ずお手元にご準備ください。

## 当プラットフォームで報告書を作成する時に必要となる情報

画面	必要情報
新規ユーザー登録	申請者区分（法人、個人事業主）、法人番号 ご担当者姓名、ご担当者メールアドレス、パスワード
会社情報登録	会社名称、会社住所、代表者名、代表者役職 使用する従業員数、決算月
申請者基本情報	事業情報（大分類、 <b>中分類*</b> 、小分類**、 <b>細分類*</b> ） <b>事業分野別指針名*</b>
実績状況報告	報告対象の決算期、 <b>指標の種類*</b> 、 実績報告（ <b>認定申請時の現状値*</b> 、実績値***） 実施状況の自己評価、実施状況

\* **認定を受けた経営力向上計画書から転記**してください。

\*\* 小分類（3桁）の事業分野で認定を受けた場合はお問い合わせください。ただし、小分類（3桁）の事業分野で認定を受け、かつ、その後の変更申請により、事業分野を細分類（4桁）で認定を受けた方は、その細分類（4桁）を選択してください。

\*\*\* 実績値を入力する際には、決算書類を確認しながら入力してください。



**大分類、小分類が不明な場合は、こちらでご確認ください。**  
**政府統計の総合窓口 e-Stat**

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

## 2. 報告書作成（1/6）

「事業者メニュー」画面が表示されます。

① 経営力向上が行われたことに関する報告書の作成

ボタンを押下してください。



**会社情報を登録することで**

経営力向上が行われたことに関する報告書の作成

**ボタン**

作成した報告書の確認・変更

**ボタン**

**が押下できるようになります。**



「基本情報登録」画面が表示されます。

## 2. 報告書作成（2/6）

「基本情報登録」画面が表示されます。

- ① 登録をした会社情報が表示されます。
- ② 事業情報は、認定を受けた経営力向上計画書から転記してください。  
小分類（3桁）の事業分野で認定を受けた場合も、この画面では細分類（4桁）まで選択してください。  
※小分類（3桁）で認定を受けていて、細分類（4桁）が不明な場合、日本標準産業分類に基づき、最も認定を受けた事業内容に近い細分類を選択してください。
- ③ ②を選択後に **次へ** ボタンを押下してください。



「実績状況報告」画面が表示されます。

（内容や時期の異なる複数の経営力向上計画の認定を受けている場合）

→ 認定を受けている経営力向上計画のうち1つを任意で選択いただき、それを基に事業情報を入力ください。

## 2. 報告書作成（3/6）

「実績状況報告」画面が表示されます。

- ① 入力をした事業分野が表示されます。
- ② 認定を受けた経営力向上計画、もしくは最新の変更申請に記載されている事業分野の桁数に応じて次の選択をしてください。  
事業分野の桁数が4桁の場合：「細分類（4桁）」を選択してください。  
事業分野の桁数が3桁の場合：「小分類（3桁）」を選択してください。
- ③ 報告対象の決算期を選択してください。
- ④ 認定を受けた経営力向上計画書から転記してください。
- ⑤ 認定を受けた経営力向上報告書から転記してください。
- ⑥ ②～⑤の項目を入力後に **次へ** ボタンを押下してください。

**（1つの経営力向上計画について複数の指標で認定を受けている場合）**

例：1つの経営力向上計画の中で「卸・小売業（認定を受けた指標：労働生産性）」と「貨物自動車運送業（認定を受けた指標：積載効率）」の認定を受けている場合など

→ 認定を受けている指標のうち1つを任意で選択いただき、それを基に実績状況報告を入力ください。



## 2. 報告書作成（4/6）

「実績状況報告」画面の下部に入力欄が追加されます。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

事業者メニュー > 報告一覧 > 基本情報登録 > 経営力向上が行われたことに関する報告書

経営力向上が行われたことに関する報告書

実績状況報告

事業分野(1)

中分類 24：金属製品製造業  
細分類 2451：アルミニウム・合金プレス製品製造業  
事業分野別指針名 製造業分野に係る経営力向上に関する指針

決算期 2019年 3月  
指標の種類 労働生産性

実績報告

認定申請時の現状値 2950 千円  
実績値 ① 3271 千円  
実績値は認定を受けた経営力向上計画と同じ方法で、労働生産性等の実績値を算出してください。

実施状況は認定を受けた経営力向上計画書の「6. (3) 具体的な実施事項」に応じて取組状況を報告してください。  
実施状況の項目が不足している場合は「追加」ボタンをクリックして、項目を追加してください。  
また、項目が余分な場合は「削除」ボタンをクリックして、余分な項目を削除してください。

(ア) 実施状況の自己評価 ② ○：ほぼ計画通り実行できた  
(ア) 実施状況（30字以上200字以内） ③ ④ ① 定年退職後の熟練工員を技術指導員による、講習の結果、工程管理に関する技能継承及びマニュアルの作成が完了した。

削除 追加

戻る 一時保存 ④ 次へ

- ① 決算書類等を確認の上、指標の種類「実績値」を入力してください。※上乗せ措置の適用を受けるには、指標が改善している必要があります。
- ② 認定を受けた経営力向上計画書の「6. (3) 具体的な実施事項」に記載の各実施事項の取組状況を報告してください。  
※未着手の実施事項については、その理由を記載してください。
- ③ (工) 以降の実施事項の状況を記載する場合は、「追加」ボタンを押下してください。入力欄が追加されます。  
空欄があると次に進めません。「削除」ボタンを押下して不要な入力欄を削除してください。
- ④ ①～②の経営力向上計画書に記載の実施事項に関する状況を全て記入した上で **次へ** ボタンを押下してください。

## 2. 報告書作成（5/6）

確認画面が表示されます。

経営力向上計画申請  
プラットフォーム

事業者メニュー > 報告一覧 > 基本情報登録 > 経営力向上が行われたことに関する報告書

経営力向上が行われたことに関する報告書

- 以下の内容で登録します。ご確認ください。
- 本報告を登録したことをもって、経済産業省が所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けられると判断したわけではありません。所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けるためには、以下の必要書類を税務申告時に税務署に提出する必要があります。
- 内容に誤りがあった場合や、修正の必要が発生した場合は、報告者の責任で修正し、必要な手続きを行ってください。

「登録」ボタンをクリックすることで、「経営力向上が行われたことに関する報告書」の作成は完了します。

注：所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用を受けるためには、本報告書を印刷し、「中小企業等が給与等の引き上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に必要事項を記載のうえ、

- 経営力向上計画の認定書の写し（コピー）
- 認定を受けた経営力向上計画の写し（コピー）

とあわせて税務申告書に添付し、税務署にご提出ください。

（変更の認定を受けている場合は、①②ともに当初のもの及び全ての変更に係るもの（②については認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書の他に、変更認定申請書別紙（変更）及び別紙（変更前）を含む）を、それぞれ添付してください）

なお、税務申告書には、事業者メニューの「報告一覧」画面で表示されている受付番号の「経営力向上が行われたことに関する報告書」を添付してください。

実績状況報告

事業分野(1)	中分類	24：金属製品製造業
	細分類	2451：アルミニウム・同合金プレス製品製造業
	事業分野別指針名	製造業分野に係る経営力向上に関する指針
経営力向上計画の事業分野の分類 (小分類もしくは細分類)	細分類 (4桁)	
決算期	2019年3月	
指標の種類	労働生産性	
実績報告	認定申請時の現状値	2950千円
	実績値	3271千円
(A)実施状況の自己評価	<input type="radio"/> ：ほぼ計画通り実行できた	
(A)実施状況（30字以上200字以内）	定年退職後の熟練工具を技術指導員による、講習の結果、工程管理に関する技術承継及びマニュアルの作成が完了した。	

注意文を読み内容を理解しました。  
 上記の報告に虚偽の内容は含まれていません。

戻る **1** 登録

- ① 登録した内容を確認の上で修正する必要がなければ **登録** ボタンを押下してください。※登録ボタンを押下するためには「注意文を読み内容を理解しました。」と「上記の報告に虚偽の内容は含まれていません。」の両方にチェックを入れる必要があります。修正する場合は **戻る** ボタンを押下してください。

## 2. 報告書作成（6/6）

作成完了画面が表示されます。

- ① 作成した報告書を出力するには、**PDF出力** ボタンを押下してください。



別画面にPDF形式で報告書が表示されます。

指標に対応する指標名	指標の目標値(※1)	申請状況(※2)	実績値(※3)
製造業分野に係る経営力向上に関する指標	1,023千円		4,094千円

**税務申告書には、事業者メニューの「報告一覧」画面で表示されている受付番号の「経営力向上が行われたことに関する報告書」を添付してください。**

## 3. 報告書一覧確認（1/2）

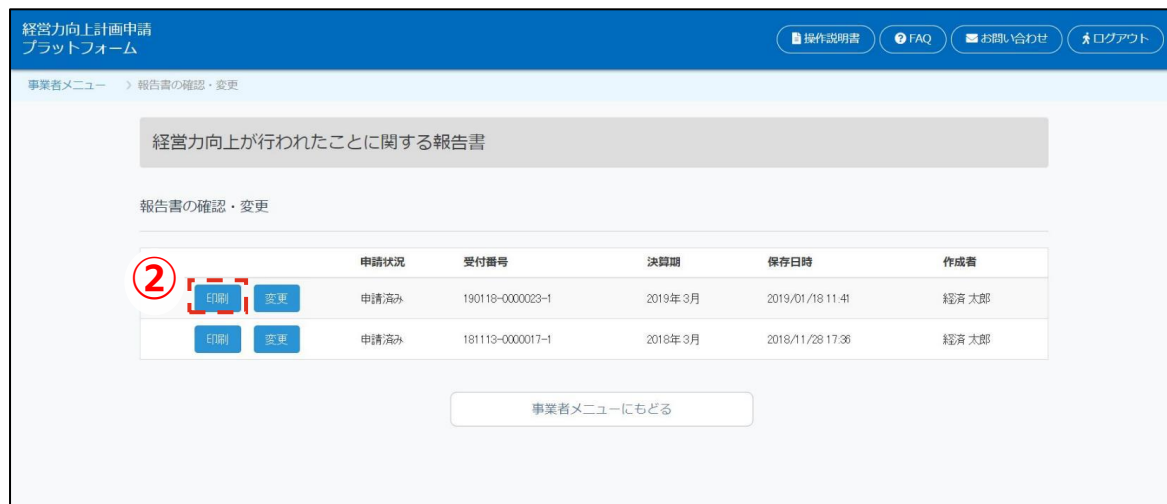
作成が終わった報告書の印刷方法です。  
「事業者メニュー」画面を表示します。



① **作成した報告書の確認・変更** ボタンを押下してください。



「報告書の確認・変更」画面が表示されます。



① **印刷** ボタンを押下してください。  
別画面にPDF形式で申請書が表示されます。

## 3

## このサイトの操作方法（所得拡大促進税制）

## 2. 報告書一覧確認（2/2）

作成が終わった報告書の修正方法です。  
「事業者メニュー」画面を表示します。

経営力向上計画申請プラットフォーム

操作説明書 FAQ お問い合わせ ログアウト

事業者メニュー

ユーザーID keizai.taro@sample.jp  
法人名称または個人事業主名 株式会社METI

会社情報登録・更新

経営力向上計画

申請書の作成、再提出指示を受けた申請書の確認 提出した申請書・補正指示を受けた申請書の確認

所得拡大促進税制の上乗せ措置

経営力向上が行われたことに関する報告書の作成 ① 作成した報告書の確認・変更

中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)の実施状況報告

① 作成した報告書の確認・変更 ボタンを押下してください。



「報告書の確認・変更」画面が表示されます。

経営力向上計画申請プラットフォーム

操作説明書 FAQ お問い合わせ ログアウト

事業者メニュー > 報告書の確認・変更

経営力向上が行われたことに関する報告書

報告書の確認・変更

申請状況	受付番号	決算期	保存日時	作成者
② 変更	190118-0000023-1	2019年3月	2019/01/18 11:41	経済 太郎
印刷 変更	181113-0000017-1	2018年3月	2018/11/28 17:36	経済 太郎

事業者メニューにもどる

② 変更 ボタンを押下してください。  
「申請者基本情報」画面が表示され、報告書の編集を実施できます。

## 4 お問い合わせ窓口

---

1. 本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先
  1. 電話でのお問い合わせをご希望の方
  2. お問い合わせフォームでのお問い合わせをご希望の方
2. 所得拡大促進税制の適用要件等についてのお問い合わせ先

## 4 お問い合わせ窓口

### 1. 本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先

#### 1. 電話でのお問い合わせをご希望の方

操作方法お問い合わせ窓口までご連絡ください。

TEL : 0570-550-363 (平日9:30~17:00)

#### 2. お問い合わせフォームでのお問い合わせをご希望の方

本マニュアルのP.18に記載しております、[2.サイトの操作方法（共通操作）6.問い合わせの作成・送信]をご確認いただき、ご連絡ください。

お問い合わせフォームはこちらになります。

<https://koujoukeikaku.force.com/InquiryCreate>

### 2. 所得拡大促進税制の適用要件等についてのお問い合わせ先

中小企業税制サポートセンターまでご連絡ください。

TEL : 03-6281-9821

(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)